

通帳利用手数料規定

株式会社山梨中央銀行

(2021年10月1日現在)

1. (本規定の適用)

この規定は2021年10月1日以降に開設する、普通預金口座および総合口座取引について、通帳を発行する口座（以下「通帳式口座」といいます。）を選択する場合に適用されます。

2. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定または総合口座取引規定、通帳レス口座規定、通帳レス総合口座規定（以下これらを総称して「関連規定」といいます。）により取扱いします。

この規定と関連規定に相違が生じる事項は、この規定が優先して適用されます。

3. (通帳利用手数料)

- (1) 2021年10月1日以降に開設する、普通預金口座および総合口座の取引について、通帳式口座を選択する場合は、当行所定の通帳利用手数料（年額、前払い）をご負担いただきます。
- (2) 1年目の通帳利用手数料は口座開設時にご負担いただきます。2年目以降は、口座開設日が属する月の11か月後の月末時点で通帳式口座を利用している口座について、翌月5日（休日の場合は翌営業日）に通帳、払戻請求書の提出なしに、該当する預金口座から引落すものとします。なお、引落日の午後9時までに、該当する預金口座から払戻すことのできる金額（総合口座については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）が手数料金額に満たないときは、預金残高不足と判定します。引落日において預金残高不足以外の理由で通帳利用手数料をご負担いただけない場合、当行は引落日以降いつでもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。
- (3) 2021年10月1日以降に開設する通帳レス口座および通帳レス総合口座を、預金者の希望により通帳式口座に変更する場合、変更後は前記（2）の2年目以降の取扱いと同様に通帳利用手数料をご負担いただきます。
- (4) 通帳利用手数料は、18歳から69歳までの個人（含む事業性個人）の通帳式口座を対象とします。口座開設時に18歳未満であった通帳式口座の預金者が18歳に到達し、通帳利用手数料の引落し対象になった場合のみお届けの氏名、住所に宛て通知を発信します。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (5) 次の口座は通帳利用手数料はご負担いただかないものとします。
 - ① 決済用普通預金口座
 - ② 教育資金贈与専用預金口座
 - ③ 結婚・子育て資金贈与専用預金口座

- ④ 後見支援預金口座
- ⑤ ジュニアN I S A口座
- ⑥ 前払金専用口座
- ⑦ その他当行が定める所定の要件を満たす口座

4. (通帳利用手数料をご負担いただけない場合の取扱い)

- (1) 預金残高不足等により通帳利用手数料をご負担いただけない場合は、当行は、預金者の同意を得ることなく、通帳式口座を通帳レス口座および通帳レス総合口座に変更できるものとします。ただし、預金者が通帳式口座への再変更を希望するときには、通帳利用手数料をご負担いただいたうえで、当行所定の手続きにより通帳式口座に再変更ができるものとします。
- (2) 前記(1)の変更対象となった通帳式口座に、生体認証ICキャッシュカード、クレジットカード一体型キャッシュカード「J i M O C A」の発行がない場合であっても、通帳レス口座および通帳レス総合口座に変更できるものとします。
- (3) 前記(1)の変更対象となった通帳式口座が、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者の口座であっても、通帳レス口座および通帳レス総合口座に変更できるものとします。
- (4) 前記(1)による通帳発行形態の変更にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (通帳利用手数料の返却)

ご負担いただいた通帳利用手数料は返却致しません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上